

**独立行政法人農林水産消費安全技術センターの
検査・検定業務に係る官民競争入札等の検討について**

平成19年10月1日
農林水産省消費・安全局
独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの概要

1. 事業の目的

一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

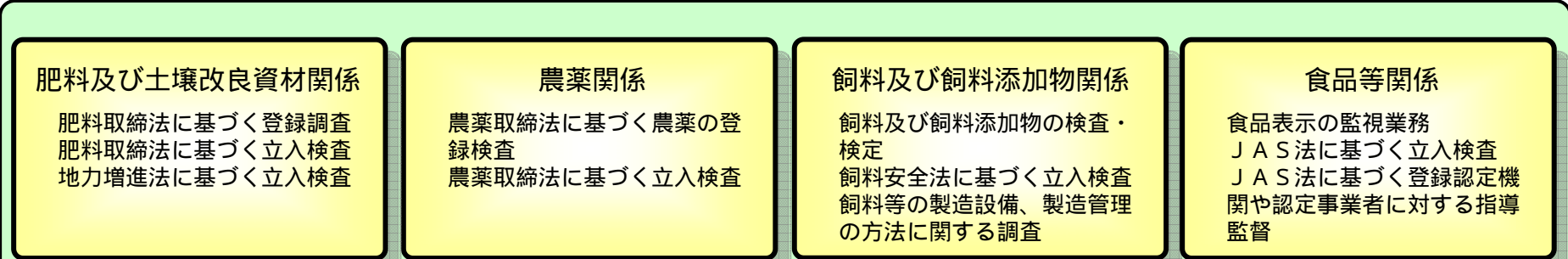
- (1) 肥料及び土壤改良資材関係業務
 - ・肥料の登録申請調査
 - ・肥料、土壤改良資材等の生産業者等に対する立入検査
- (2) 農薬関係業務
 - ・農薬の登録検査
 - ・農薬の製造者等に対する立入検査
- (3) 飼料及び飼料添加物関係事業
 - ・特定飼料等の検定及び検定合格証紙の貼付
 - ・飼料等の製造事業場等に対する立入検査
- (4) 食品等関係事業
 - ・食品表示の監視業務
 - ・登録認定機関等の指導監督
 - ・食品等の製造業者、販売業者等に対する立入検査
 - ・食品表示110番等を通じた消費者等からの情報収集
 - ・食品の検査技術に関する調査研究

3. 備 考

平成19年4月1日「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律」(平成19年法律第8号)の施行により、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所が統合した。

3法人の統合に伴う見直しにより、統合メリットを發揮する観点から、組織や業務について大幅な見直しを行い、3本部12地方組織を1本部5地方組織に再編・統合した。

農林水産消費安全技術センターの業務



**農場から食卓までの一連の過程を対象に検査業務を一体的に実施し、
技術で食の安全に貢献する法人として、平成19年4月の統合により新たに発足**

**検査・分析技術に係る
ノウハウの結集**

肥飼料・農薬の特性や使用実態を踏まえた戦略的なモニタリングとして、
 ・養魚用飼料のマラカイトグリーン等の緊急検査
 ・重金属等のリスクの高い汚泥肥料の重点検査
 等を実施し、安全性を確認
 飼料検査業務で開発した畜種判別技術を活用して、牛ミンチ事案に対応

**一体的な精度管理による
検査分析能力の向上**

遺伝子組換え大豆及び大豆加工品の遺伝子分析（PCR法）による検査分析について、国際標準であるISO/IEC17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の認定を取得（日本初）し、実験室の精度管理を向上
 各分野合同で検査業務の知識・技術の共有化を図るための研修を実施し、職員の検査能力の高位平準化を促進

**消費者等への情報提供
の一元化**

肥飼料・農薬等の生産資材から食品までの一連の過程における安全性に係る情報を消費者、食品事業者、生産者等に対して一元的に提供
 牛ミンチ事案で実施した緊急調査結果をホームページやメールマガジンにより、迅速に公表

緊急時には総力を結集

牛ミンチ事案に迅速に対応するためプロジェクトチームを設置し、牛挽肉加工食品について、遺伝子分析（PCR法）及びタンパク質の分析（エライザ法）による緊急調査を実施

主に議論の対象となる事務・事業の内容について

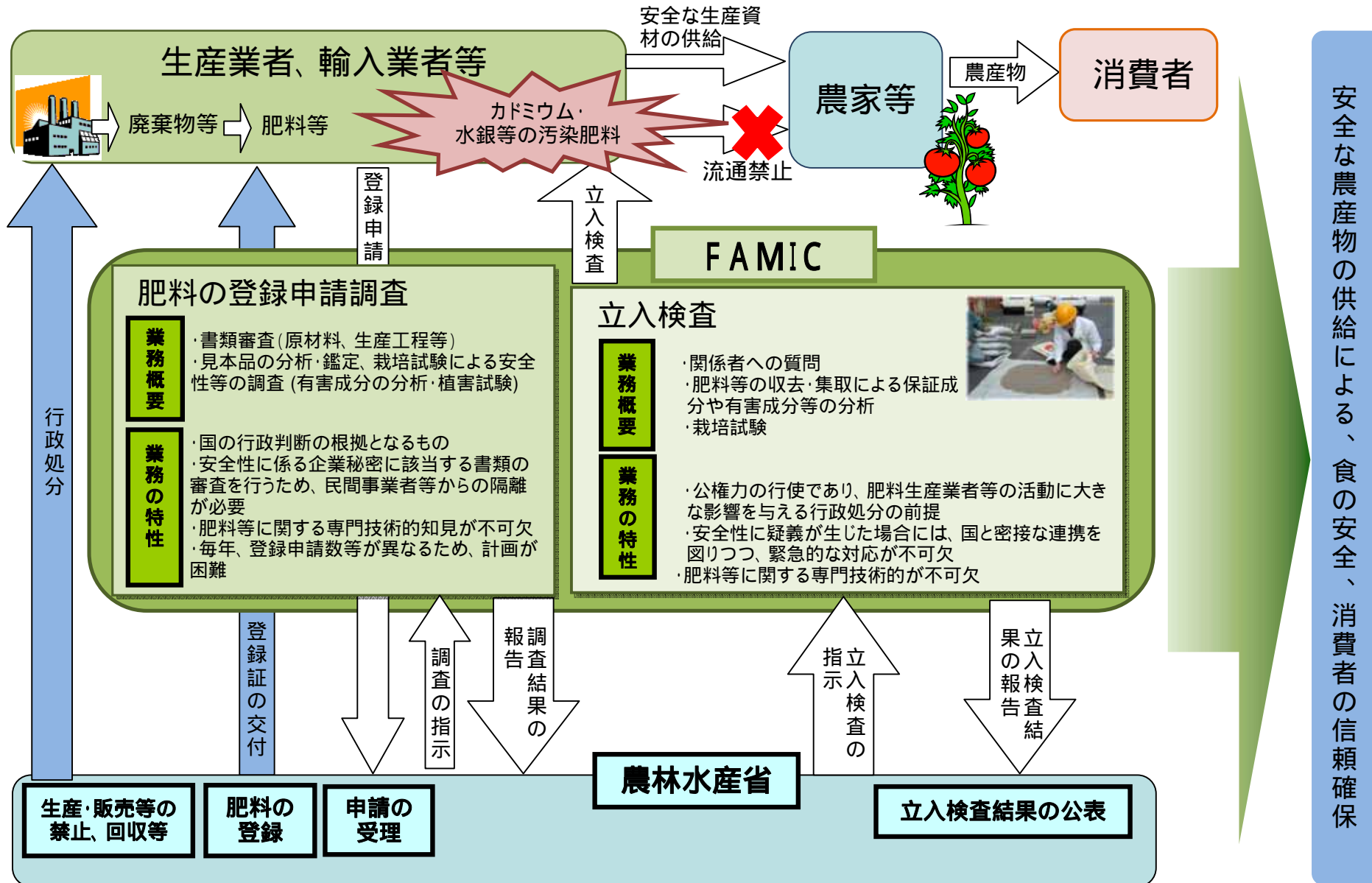
(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)

事務・事業名	事務事業の内容							現状の外部資源の活用状況(外部委託を実施している場合)															
	内容の詳細	組織体系		業務量に関連する指標の実績値			特殊事情の有無	規制法令等		委託業務の内容	委託先	委託方法	契約実績		特定者に限定する法律上の根拠								
		組織図	事業所数	予算額(H19年度) (単位:百万円)注1	実員(H19年4月1日現在)	その他(平成18年度実績)		内容	金額				契約年数	有無	内容								
肥料及び土壌改良資材関係事業	別紙1-1	別紙2	6	(863) 863	70人	肥料の登録申請調査:1,366件 肥料の立入検査:683事業場 土壌改良資材の立入検査:32事業場	別紙3-1	有	肥料の登録申請調査 肥料取締法第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項	専門技術的知見の必要性が低い試薬調整作業(重金属分析用標準試薬調整)	川口薬品化学(株)	随意契約	109,200	1年	無	-							
									肥料の立入検査 同法第30条の2第1項、第33条の3第2項及び第33条の5第6項 土壌改良資材の立入検査 地力増進法第17条第1項 詳細は別紙4								専門知識を要しない外国文献の翻訳	(株)ベストバージョン	随意契約	359,625	1年	無	-
農薬関係事業	別紙1-2	別紙2	1	(976) 976	75人	登録検査:2,192件 立入検査:87件	別紙3-2	有	農薬の登録検査 農薬取締法第2条第3項及び第6条の2第2項	農薬の登録検査等に依るアンケート調査における調査票の発送や回答の集計作業	(株)日本能率協会総合研究所	随意契約	403,546	1年	無	-							
									農薬の立入検査 同法第13条の2第1項及び第15条の3第2項 詳細は別紙4								専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業等	日野家田化学(株)	随意契約	63,000	1年	無	-
																	専門知識を要しない外国文献の翻訳	(株)ホンヤク社	随意契約	1,367,100	1年	無	-

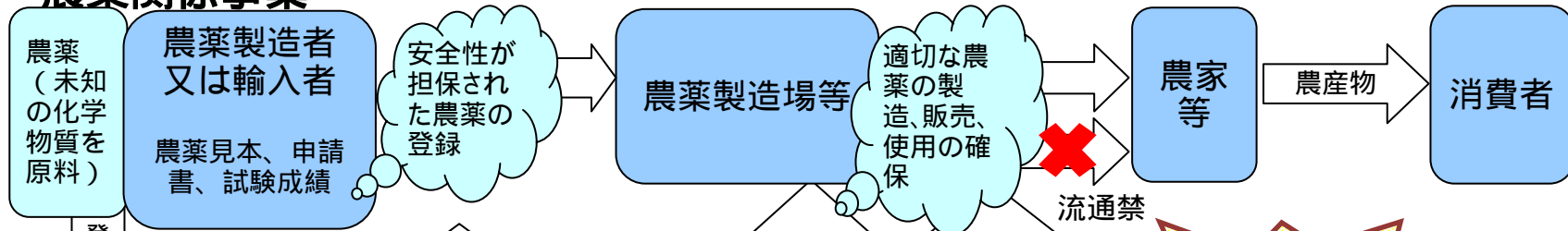
飼料及び飼料添加物関係事業	別紙1-3	別紙2	6	(1,007) 1,031	80人	飼料等の立入検査:615事業場 特定飼料等物の検定:439件	別紙3-3	有	特定飼料等の検定 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第5条第1項及び第6条第1項 飼料及び飼料添加物の立入検査 同法第22条第1項第5号、第30条第3項及び第57条第1項 詳細は別紙4	専門技術的知見の必要性が低い試薬調整作業(残留農薬分析用標準試薬調整)	(有)小松屋	随意契約	1,309,140	1年	無	-
			8	(5,743) 5,755	465人	食品表示監視業務 ・市販品検査:6,067件 ・立入検査等:188件(236事業所) 登録認定機関等指導監督 ・登録等調査256件 ・定期調査85機関(208事業所) ・立入検査等:22件(26事業所) 調査研究 ・研究課題数:23課題	別紙3-4	有	登録認定機関等の登録等調査 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第16条第2項、第17条の3第2項及び第19条の10 食品等の立入検査 同法第19条の9第2項第6号及び第20条の2 詳細は別紙4	JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 専門技術的知見の必要性が低い試薬調整作業(残留農薬分析用標準試薬調整)	ニッセイエプロ(株)	随意契約	197,400	1年	無	-
食品等関係事業	別紙1-4										(有)小松屋	随意契約	2,358,552	1年	無	-

注1 ・上段()書きは国からの財政支出予算額、下段は、支出予算額である。
・人件費、一般管理費及び統合メリット減は、各業務の人員比率により按分した。
・施設整備費補助金は、当該施設を使用する業務の人員比率により按分した。
・「現状の外部資源の活用状況」については、18年度契約実績である。

肥料及び土壌改良資材関係事業



農薬関係事業

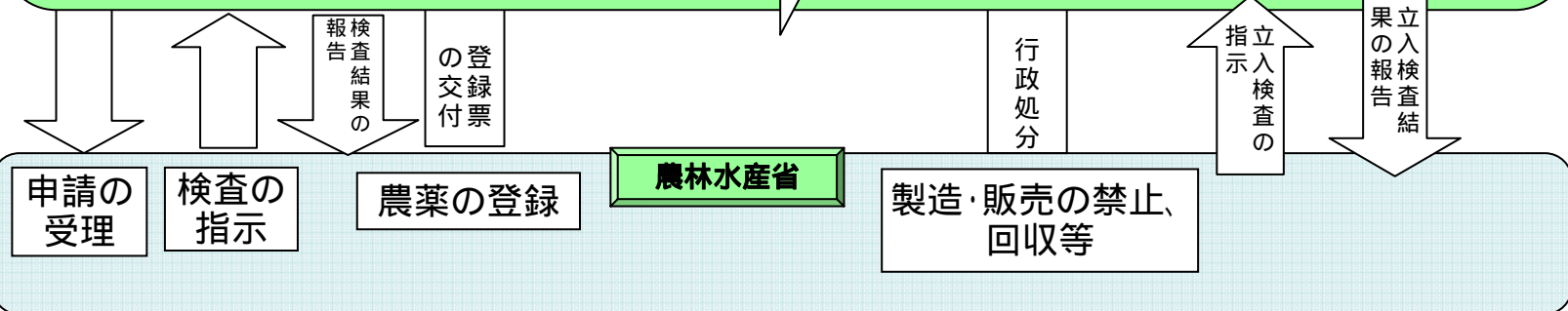
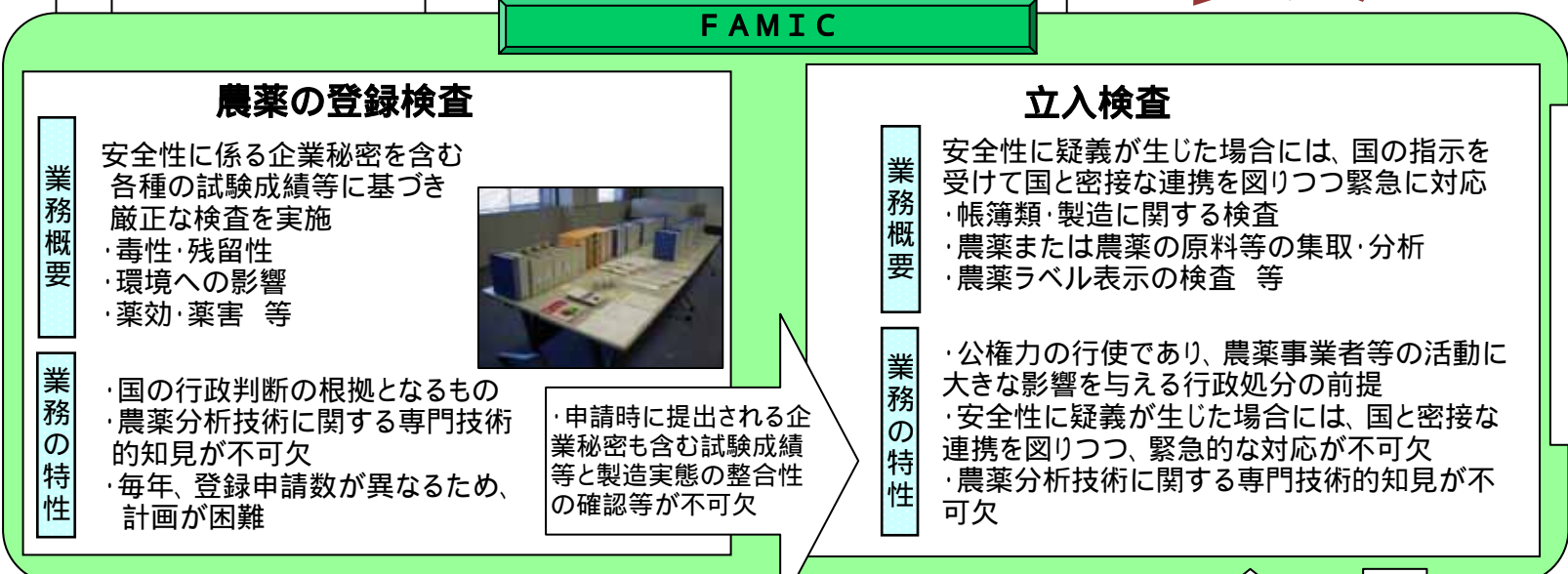


安全性が担保された農薬の登録

適切な農薬の製造、販売、使用の確保

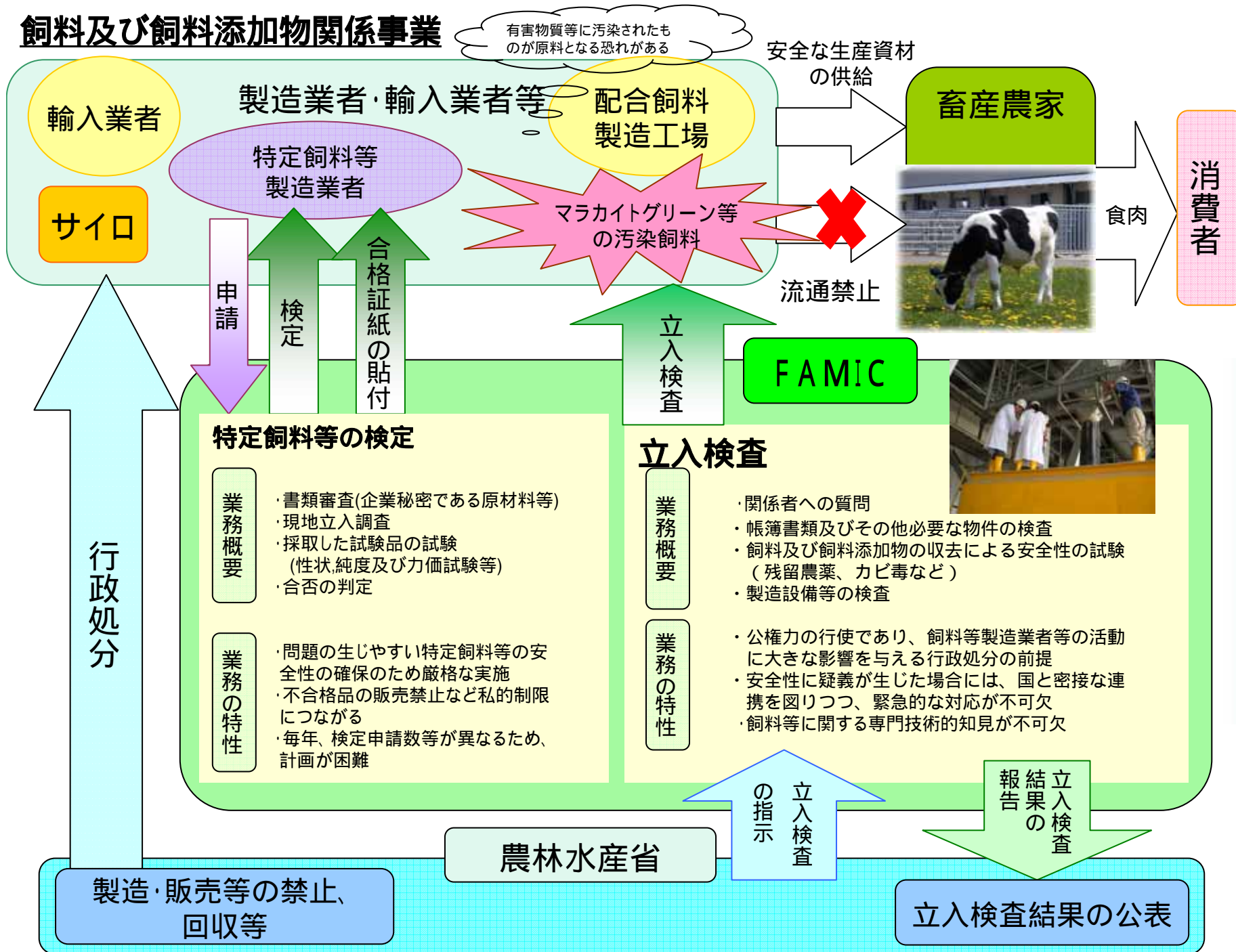
流通禁

ポジティブリスト制導入に伴う残留農薬基準値超過



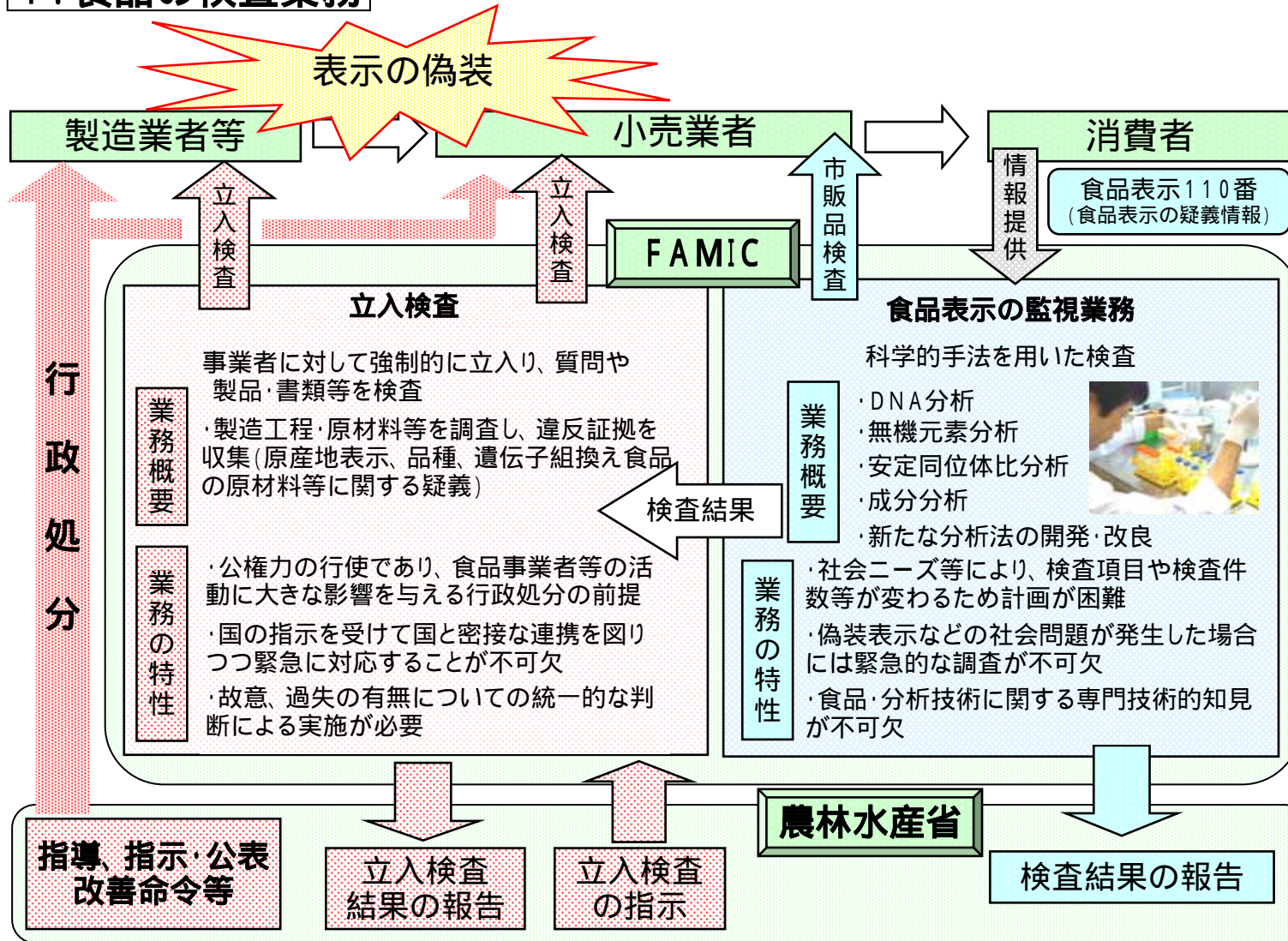
安全な農産物の供給による、食の安全、消費者の信頼確保

飼料及び飼料添加物関係事業



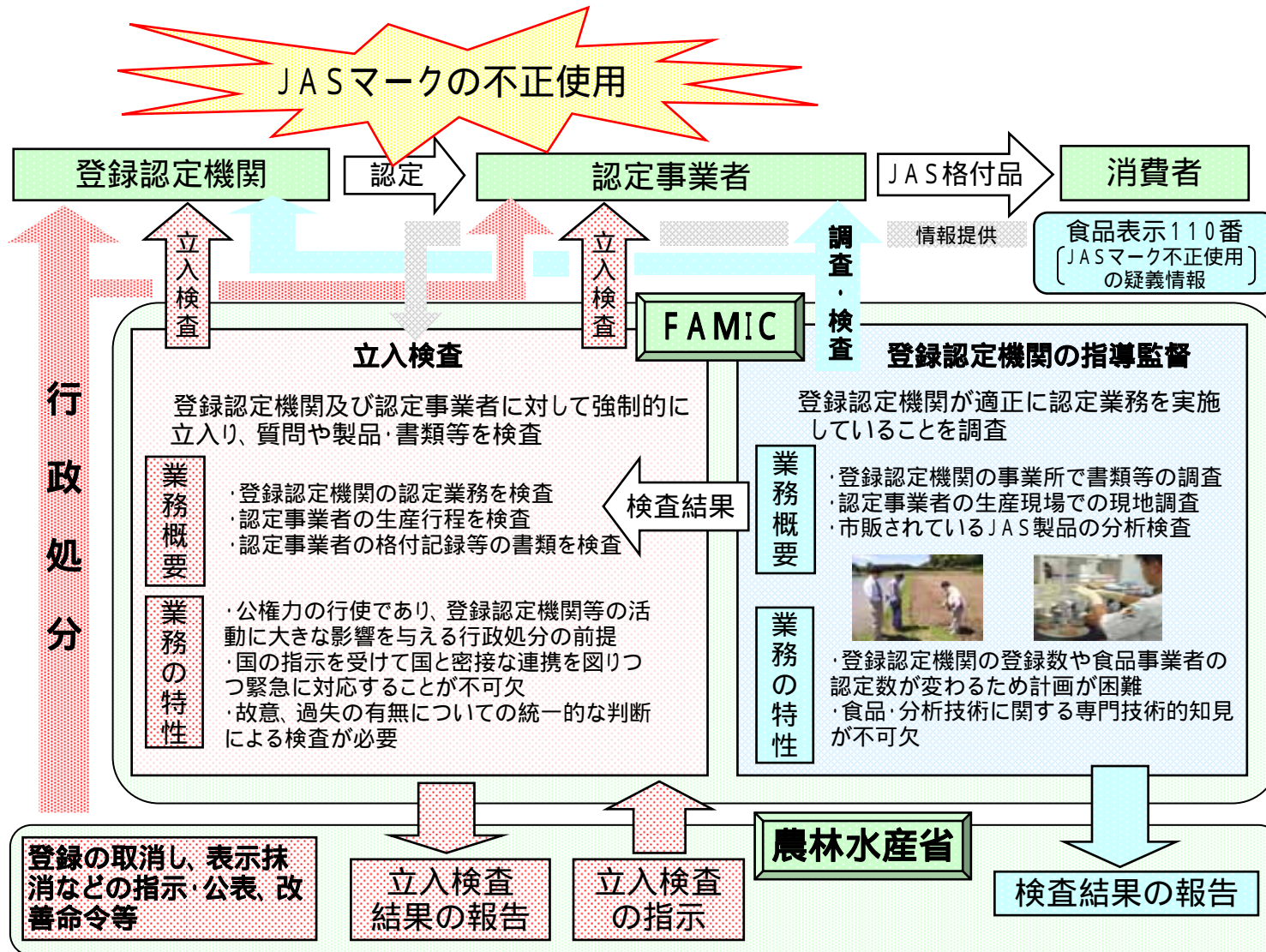
安全な畜産物の供給による、食の安全、消費者の信頼確保

1. 食品の検査業務



偽装表示の防止・適正な表示の確保
 推進による食に対する信頼性の確保

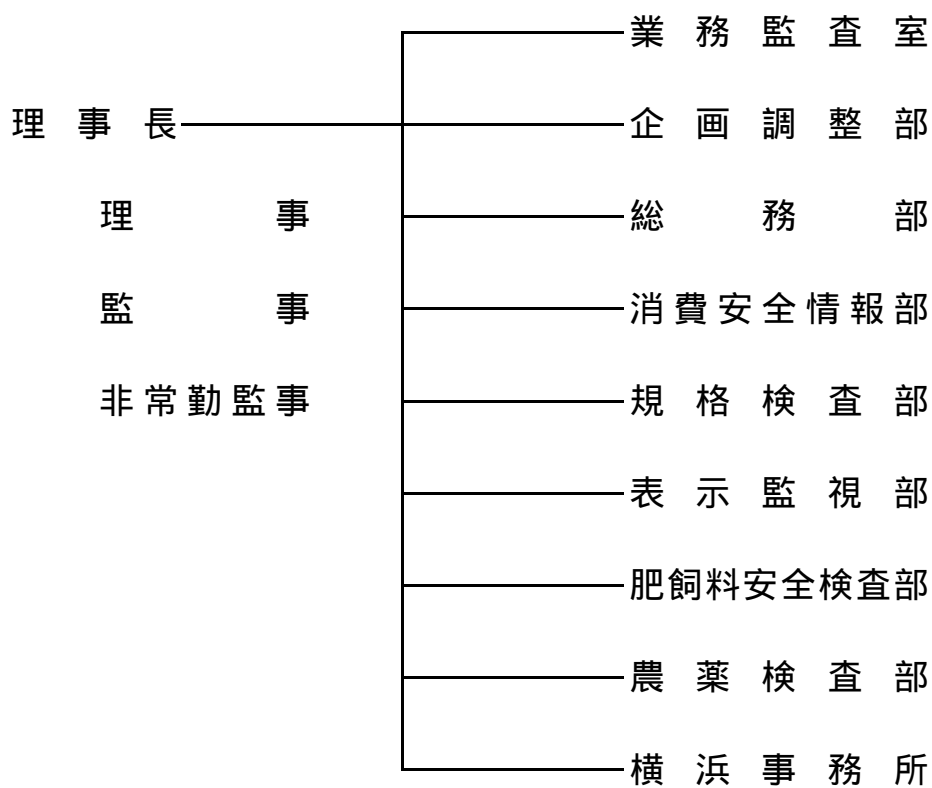
2. JAS制度における登録認定機関に対する調査等



独立行政法人農林水産消費安全技術センター組織機構図

【本 部】

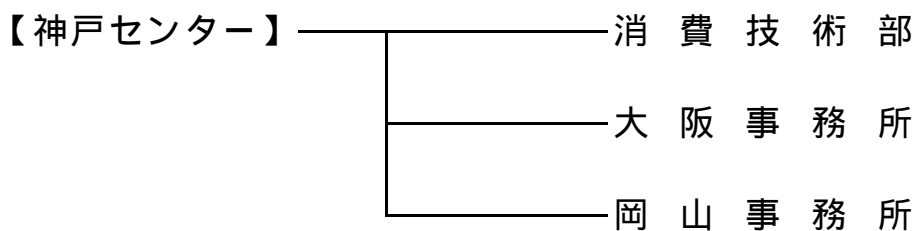
平成19年4月1日現在



【札幌センター】———小樽事務所

【仙台センター】

【名古屋センター】



【福岡センター】———門司事務所

肥料及び土壌改良資材関係事業の官民競争入札等の提案がなされない理由について

- 1 肥料及び土壌改良資材は、副産物や廃棄物の混合物として製造されるものが多く、また、安定で均質な原料の入手が困難な場合も多いため、品質が不安定であるうえ有害成分を含むおそれもあることから、農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、農林水産省が実施する食の安全、消費者の信頼の確保のための政策の一環として肥料及び土壌改良資材関係業務を行っている。

- 2 肥料の登録申請調査は、
 - 農林水産大臣による肥料登録という権力性を有する行政処分 of 根拠となること
 - 肥料登録申請者に企業秘密に該当する肥料の原材料、配合割合、製造工程等に関する書類を提出させ、その書類に基づいて調査を行っており、民間事業者等から隔離された実施主体が厳正かつ公平に対応することが必要であること
 - 原料の由来等によっては予期せぬ有害成分等を含むおそれがあり、このような製品の安全性が確保されているかどうかを判断するためには、これまでに蓄積された知見及び専門性を十分に活かしつつ、申請書に記載された原料の由来や生産工程等に係る検討と有害成分の分析等を同時一体的に行い総合的な判断を行うこと
 - 分析・鑑定時にサンプルが通常想定しえないような測定値を示すなど不審な点がある場合には、本来予定していない成分についても更なる分析・鑑定や栽培試験を実施し、当該原材料の同定を行い規格への適合性の判断を行っているところであり、予め分析項目、点数等について計画できないこと
 等の特性を有するとともに、国民が当該業務の実施についていささかなりとも公正性、公平性に疑念を抱くことがないよう被検者からの隔離が不可欠である。

- 3 また、肥料及び土壌改良資材の立入検査は、
 - 立入検査から収去・集取品の分析及びその結果の公表までの期間について、違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されること
 - 製造・販売の禁止、回収等、事業者には大きな経済的負担を課す行政処分 of 前提であり、公権力の行使を伴い、また、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること
 - 安全性に疑義が生じた場合には、国の指示を受けて国と密接な連携を図りつつ緊急に対応することが不可欠であること
 等の特性を有するとともに、登録申請調査と同様に、被検者からの隔離が不可欠である。

- 4 このため、これらの業務は、決められた検査だけを実施するという定型的なものではなく、行政処分を行うかどうかの判断に必要な結果を得るために、検査対象、検査項目等の変更、追加等を常に判断しながら、実効性のある検査を実施することが求められる

ものであり、行政の意向を的確・迅速に判断することができる実施主体が行う必要がある。

また、

安全性に疑義が生じるなどの緊急時においては、即時の対応を行う必要があること
迅速に中断なく確実に実施される必要があること

厳正な検査を実施するためには事前に情報が漏えいしないように行う必要があること

等の理由により、あらかじめ検査対象事業者等を定め、公募等による入札を行う官民競争入札等により実施することは困難である。

- 5 さらに、センターが独立行政法人に移行した後、法律上の根拠があるにもかかわらず、独立行政法人であることを理由に検査等に難色を示された事例が発生していることから、業務の実施主体を更に独立行政法人から民間事業者に移行した場合には、検査等が円滑に進められず、違反品の流通を未然に防止することができないなど、食の安全、消費者の信頼の確保に支障をきたすおそれがある。

なお、米国、英国等の諸外国においても、当該業務は公的な機関が実施しているところである。

- 6 また、本年においても、センターが実施した立入検査により収去した肥料から、基準値を上回るカドミウムや水銀等の有害成分が頻繁に検出されている。こうした事案に対して、センターでは有害成分を含有するおそれの高い汚泥肥料等の無登録による生産、販売等を行った事業場について緊急の立入検査を実施するなど、国と緊密に連携し、的確・迅速に対応することにより、安全性に問題のある肥料等の流通拡大を防止しているところである。

このような中、当該業務の実施主体を行政施策の実施機関であるセンターから民間に移行することは、肥料及び土壌改良資材の安全性に係る国の関与の後退と取られかねず、消費者の信頼が得られないものと考えている。

- 7 なお、業務の効率化を図る観点から、当該業務のうち専門技術的知見の必要性の低い試薬の調製、外国文献の翻訳は民間委託を実施するとともに、アンケート調査票の発送等について民間委託を実施することとしている。

農薬関係事業の官民競争入札の提案がなされない理由について

- 1 農薬の安全性に対しては、その多くが新規に合成された化学物質であるという特性から、国民の間に不安感があることから、農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、農林水産省が実施する食の安全、消費者の信頼の確保のための政策の一環として農薬関係業務を行っている。

- 2 農薬の登録検査は、
 - 農林水産大臣による農薬登録という行政処分の根拠となること
 - 農薬登録申請者に企業秘密も含む試験成績等を提出させ、その試験成績に基づいて検査を行っており、民間事業者等から隔離された実施主体が厳正かつ公平に対応することが必要であること
 - 国際間で農薬の共同評価が模索される中、諸外国が公的機関において実施する当該業務について、我が国のみ部分的にも登録検査業務を民間に委ねることは、国際的にも理解が得られないこと
 等の特性を有するとともに、国民が当該業務の実施についていささかなりとも公正性、公平性に疑念を抱くことがないよう被検者からの隔離が不可欠である。

- 3 また、立入検査は、
 - 農薬登録の申請時に提出される、企業秘密を含む各種試験成績等（例えば使用原料や製造方法）と製造実態との整合性の確認など、登録検査と一体的に実施する必要があること
 - 製造・販売の禁止、回収等、事業者には大きな経済的負担を課す行政処分の前提であり、公権力の行使を伴う。また、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること
 - 安全性に疑義が生じた場合には、国の指示を受けて国と密接な連携を図りつつ緊急に対応することが不可欠であること
 等の特性を有するとともに、登録検査と同様に、被検者からの隔離が不可欠である。

- 4 このため、これらの業務は、決められた検査等を実施するという定型的なものではなく、行政処分を行うかどうかの判断に必要な結果を得るために、常に検査対象、検査手法等の変更、追加等を判断しながら、実効性のある検査を実施することが求められるものであり、行政の意向を的確・迅速に判断することができる実施主体が行う必要がある。
 - また、
 - 安全性に疑義が生じるなどの緊急時においては、即時の対応を行う必要があること
 - 迅速に中断なく確実に実施される必要があること
 - 厳正な検査を実施するためには事前に情報が漏えいしないように行う必要があること

と

等の理由により、あらかじめ検査対象事業者等を定め、公募等による入札を行う官民競争入札等により実施することは困難である。

- 5 さらに、センターが独立行政法人に移行した後、法律上の根拠があるにもかかわらず、独立行政法人であることを理由に検査等に難色を示された事例が発生していることから、業務の実施主体を更に独立行政法人から民間事業者に移行した場合には、検査等が円滑に進められず、違反品の流通を未然に防止することができないなど、食の安全、消費者の信頼の確保に支障をきたすおそれがある。

なお、米国、英国等の諸外国においても、当該業務は公的な機関が実施しているところである。

- 6 また、本年においても、ポジティブリスト制の導入に伴うシジミの残留農薬基準値超過問題が発生しており、センターでは、国からの指示を受け、魚介類の残留農薬基準値設定のため、厚生労働省が策定する基準値等の設定に必要なデータの提供を行うなど、国と緊密に連携し、的確・迅速に対応したところである。

このような中、当該業務の実施主体を行政施策の実施機関であるセンターから民間に移行することは、農薬の安全性に係る国の関与の後退と取られかねず、消費者の信頼が得られないものと考えている。

- 7 なお、業務の効率化を図る観点から、当該事業のうち専門技術的知見の必要性の低い、アンケート調査票の発送等、試薬の調製、外国文献の翻訳などは民間委託を実施しているところである。

飼料及び飼料添加物関係事業の官民競争入札等の提案がなされない理由について

- 1 飼料は、原料の生産状況や気象変動等から残留農薬やカビ毒等の有害物質が混入する可能性があることから、農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、農林水産省が実施する食の安全、消費者の信頼の確保のための政策の一環として飼料及び飼料添加物関係業務を行っている。

- 2 飼料等の立入検査は、
 - 立入検査から収去品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されること
 - 製造・販売の禁止、回収等、事業者には大きな経済的負担を課す行政処分的前提であり、公権力の行使を伴う。また、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること
 - 安全性に疑義が生じた場合には、国の指示を受けて国と密接な連携を図りつつ緊急に対応することが不可欠であること
 等の特性を有するとともに、国民が当該業務の実施についていささかなりとも疑念を抱くことがないよう被検者からの隔離が不可欠である。

- 3 また、特定飼料等の検定は、
 - 安全性の観点から問題の生じやすい特定飼料等の安全性を確保するために行っているものであり厳格な実施を要求されること
 - 検定に合格しないものについては、販売禁止になるなど私権の制限につながるものであること
 等の特性を有するとともに、立入検査と同様に、被検者からの隔離が不可欠である。

- 4 このため、これらの業務は、決められた検査等を実施するという定型的なものではなく、行政処分を行うかどうかの判断に必要な結果を得るために、常に検査対象、検査手法等の変更、追加等を判断しながら、実効性のある検査を実施することが求められるものであり、行政の意向を的確・迅速に判断することができる実施主体が行う必要がある。
 - また、
 - 安全性に疑義が生じるなどの緊急時においては、即時の対応を行う必要があること
 - 迅速に中断なく確実に実施される必要があること
 - 厳正な検査を実施するためには事前に情報が漏えいしないように行う必要があること
 等の理由により、あらかじめ検査対象事業者等を定め、公募等による入札を行う官民競争入札等により実施することは困難である。

5 さらに、センターが独立行政法人に移行した後、法律上の根拠があるにもかかわらず、独立行政法人であることを理由に検査等に難色を示された事例が発生していることから、業務の実施主体を更に独立行政法人から民間事業者に移行した場合には、検査等が円滑に進められず、違反品の流通を未然に防止することができないなど、食の安全、消費者の信頼の確保に支障をきたすおそれがある。

なお、米国、英国等の諸外国においても、当該業務は公的な機関が実施しているところである。

6 また、本年においても、人体への発ガン性が疑われる有害物質であるマラカイトグリーン及びその代謝物が飼料に混入した事例が発生しており、センターでは緊急の立入検査や収去した飼料の分析を行うなど、国と緊密に連携し、的確・迅速に対応することにより、安全性に問題のある飼料等の流通拡大を防止しているところである。

このような中、当該業務の実施主体を行政施策の実施機関であるセンターから民間に移行することは、飼料等の安全性に係る国の関与の後退と取られかねず、消費者の信頼が得られないものと考えている。

7 なお、業務の効率化を図る観点から、当該事業のうち専門技術的知見の必要性の低い試薬の調製は民間委託することとしている。

食品等関係事業の官民競争入札の提案がなされない理由について

- 1 食品について、消費者は、製造業者に比べ格段に少ない情報しか持ち得ないため、食品に表示された内容をその購入の大きな拠り所としていることから、農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、農林水産省が実施する食の安全、消費者の信頼の確保のための政策の一環として食品等関係業務を行っている。

- 2 食品の検査やJAS規格制度における登録認定機関に対する調査は、
 食品表示及びJASマークの偽装等の疑義が生じた場合には、国の指示を受けて製品の出荷停止等の措置を現場で指示する等の行政処分を実施するなど、国と密接な連携を図りつつ緊急に対応することが不可欠であること
 行政上の措置を講じる前提となる故意、過失の有無については、統一的な判断基準により検査等を実施することが必要なこと
 食品事業者等に対して、法的な強制力を背景に立入り、製品や書類の検査等を行う業務は公権力の行使である。また、表示の抹消等の行政処分の前提となる等、食品事業者等の活動に大きな影響を与えるものであること
 等の特性を有するとともに、国民が当該業務の実施についていささかなりとも公正性、公平性に疑念を抱くことがないよう被検者からの隔離が不可欠である。

- 3 このため、これらの業務は、決められた検査等を実施するという定型的なものではなく、行政処分を行うかどうかの判断に必要な結果を得るために、常に検査対象、検査手法等の変更、追加等を判断しながら、実効性のある検査を実施することが求められるものであり、行政の意向を的確・迅速に判断することができる実施主体が行う必要がある。
 また、
 偽装表示の疑義が生じるなどの緊急時においては、即時の対応を行う必要があること
 と
 迅速に中断なく確実に実施される必要があること
 厳正な検査を実施するためには事前に情報が漏えいしないように行う必要があること
 と
 等の理由により、あらかじめ検査対象事業者等を定め、公募等による入札を行う官民競争入札等により実施することは困難である。

- 4 さらに、センターが独立行政法人に移行した後、法律上の根拠があるにもかかわらず、独立行政法人であることを理由に検査等に難色を示された事例が発生していることから、業務の実施主体を更に独立行政法人から民間事業者に移行した場合には、検査等が円滑に進められず、違反品の流通を未然に防止することができないなど、食の安全、消費者の信頼の確保に支障をきたすおそれがある。

なお、米国、ドイツ等の諸外国においても、当該業務は公的な機関が実施しているところである。

5 また、本年においてもはちみつに異性化液糖等を混合した製品に「純正はちみつ」と不正に表示して販売した事案、豚肉ミンチを牛肉ミンチと偽装して流通・販売した事案等が相次いで発生し、食品に対する消費者の信頼が大きく損なわれている。これらの事案に対しては、センターと国が緊密に連携し、的確・迅速な検査等を実施することにより、偽装表示された食品等の流通拡大を防止しているところである。

このような中、本業務の実施主体をセンターから民間に移行すれば、食品表示の監視等に係る国の関与の後退と受け取られかねず、消費者の信頼が得られないものと考えている。

6 さらに、

- (1) 不正な食品表示を取り締まるための食品表示 110 番を通じた情報収集及び提供に当たっては、情報提供を行う者自身の情報の守秘、特定の事業者、業界に偏らない公正中立性が不可欠であり、また、食品の検査と一体的に行うことが効率的であること
- (2) 表示監視のための調査研究は、表示の真正性を判別するための手法について、検査の現場の実態に即した課題を選定し、食品表示の監視・取締と一体的に実施することが効果的であること

から、引き続き食品の検査業務と一体的にセンターが実施することが適当である。

7 なお、業務の効率化を図る観点から、当該事業のうち専門技術的知見の必要性の低い、アンケート調査票の発送等、試薬の調製は民間委託するとともに、外国文献の翻訳、広報誌の編集（レイアウトの企画等）や発送業務、ホームページの運営管理、JAS製品の検査データの入力について民間委託することとしている。

飼料及び飼料添加物関係事業	特定飼料等の検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）	第5条第1項 第6条第1項	飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、センターが、農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料添加物又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ販売してはならないと規定されている。
	飼料及び飼料添加物の立入検査		第22条第1項第5号 第30条第3項 第57条第1項	農林水産大臣はセンターに、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者並びに販売業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のために必要な最小量に限り、無償で収去させること等ができることと規定されている。
食品等関係事業	登録認定機関等の登録等調査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）	第16条第2項 第17条の3第2項 第19条の10	農林水産大臣は申請を受けたときは登録の基準に適合しているかセンターに調査を行わせることができるとされている。
	食品等の立入検査		第19条の9第2項第6号 第20条の2	農林水産大臣はセンターに、登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件並びに認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされている。